

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
1	入札説明書	3	第2	5	-	-	事業期間	平成22年2月及び3月の供用開始に向けた準備期間における、SPCの維持管理業務の実施内容について、市のお考えをご教示下さい。	ご質問の2か月間については、供用開始前であり一般利用者の来訪等はありませんので、SPCに実施していただく維持管理業務については、限定的な範囲になると想定しています。当期間のSPCの業務としては、主として清掃業務、植栽維持管理業務、警備業務を中心に、必要な建物・設備等の保守管理を実施してください。
2	入札説明書	4	第2	7	(1)	ウ	設計業務及び建設業務に係る対価	飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に係る対価の金額等が確定するのはいつの時点になりますでしょうか。入札以降に確定するというのであればSPCにおける金融機関等からの借入予定額を変更する必要が生じ、その変更手続きにコストが発生することになりますが、当該コストについても市にご負担いただけたらと考えてよろしいのでしょうか。	提案書の提出時に確定します。 様式6-4b 設計・建設費内訳表に当該設備に関する費目を設けます。 ※飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に係る対価の支払いについては、今回公表する修正版資料をあわせてご確認ください。
3	入札説明書	6	第3	3	(2)	カ	応募者の参加資格要件（共通）	医療事務業務だけでなく他の業務の担当をした場合でも複数の応募者への協力企業として参画が可能か？	一つの応募者の構成企業及び協力企業となる場合には、医療事務以外の業務を担当することは可能ですが、他の応募者の協力企業となる場合には他の業務を担当することはできません。
4	入札説明書	8	第3	3	(3)	ウ(ア)	維持管理企業	公共施設の維持管理実績とは、国又は自治体発注の施設を対象とした業務実績であれば施設用途を問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	8	第3	3	(3)	ウ(イ)	維持管理企業	業務を実施するために必要となる資格等とは、具体的にどのような資格を指しておりますでしょうか。御教示願います。	提案される設備の内容により、電気主任技術者、ボイラー一技士等の資格が想定されますが、有資格者の配置については、事業者により適法かつ適切な提案をしてください。
6	入札説明書	8	第3	3	(3)	エ(ア)	運営企業	運営業務を行う企業の参加資格要件として、医療事務業務の実績、業務遂行上必要な資格について要求されておりますが、実施方針への質問回答No.21で述べられた「医療受付業務」「計算業務」「収納業務」以外の運営業務を行う企業は、当該添付資料を提出しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針への質問回答No.21に示す「医事受付業務」、「計算業務」、「収納業務」及び「診療報酬請求業務」の運営業務を行う企業には業務実績を確認するための資料の添付を求めますが、それ以外の運営業務を行う企業については不要です。
7	入札説明書	8	第3	3	(3)	エ(イ)	運営企業	有資格者の配置とあるが、業務に携わる全社員が有資格者である必要があるか？	適正な運営業務の執行が確保されるのであれば、全員が有資格者である必要はありません。入札説明書等での要求事項及び事業者提案の内容を満足する適法な人員配置をご提案ください。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
8	入札説明書	8	第3	3	(4)	-	参加資格の確認及び失格要件	「落札者決定までの期間」とは審査結果の公表日のことでしょうか。	審査委員会の審査結果を踏まえ、市が落札者を決定した日です。
9	入札説明書	14	第3	4	(4)	イ	入札書類の作成方法	「副本については、企業名を特定又は類推可能な記載は不可とする。」とありますが、正本については記載しても良いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。正本については、企業名を含め、可能な限り具体的に記述してください。
10	入札説明書	15	第3	4	(4)	イ(エ)	入札書類の作成方法	CD-Rの提出枚数についてお教えてください。	2セットをご提出ください。
11	入札説明書	16	第3	4	(4)	ウ(キ)b	入札保証金及び契約保証金	「事業者が被保険者として当該保険を契約する場合」という記述がありますが、これは建設企業を契約者、事業者を被保険者として当該保険を付保するケースを想定したものであると理解してよろしいでしょうか。また、この理解を正とした場合、事業契約書(案)第24条にはその旨の記載がありませんが、契約締結時には当該記載を事業契約書に追記いただけると考えてよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、事業契約書第24条にその旨の追記を行います。
12	入札説明書	19	第4	1	-	-	債務負担行為	御提示いただいております8,437,000千円の限度額は、税込価格との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	設計・建設要求水準書	3	第1	2	(1)	エ	市の組織体制	災害時における初期救急医療の保健医療スタッフ数について想定されている70名には、健康課36名を含まない人数と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の70名については、健康課職員のうち保健師等20名程度を含んでいます。
14	設計・建設要求水準書	5	第1	3	イ	(イ)	効率的に配置された施設	共用できるスペースを共有するために、別紙3で条件として示されている部屋配置を再考し、提案してよいか。また、3施設で共有化できそうな部屋を別紙3の条件を無視し、集約して設けてもよいか。	別紙3 諸室整理票に示す諸室の条件に従って提案してください。
15	設計・建設要求水準書	10	第2	2	(2)	ア(オ)	対象施設と施設規模	事業開始後には、現地職員との調整会議や維持管理・運営に関する月次報告会等を行うための会議室が必要になると考えますが、保健所・保健センターや地域療育センター(仮称)内に整備される会議室を利用することは可能でしょうか。	可能です。詳細については、市と協議のうえ決定することになります。
16	設計・建設要求水準書	11	第2	2	(2)	イ(イ)	建物配置計画及びアプローチ計画	試験検査棟を独立した棟とする条件は、保健所・保健センターと一体の躯体の建物として計画しても、動線や入口が完全に分離されていればよいか。	施設の安全対策や将来の増築への配慮等の要求事項が満たされるという条件での一体の躯体の建物は可能と考えます。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
17	設計・建設 要求水準書	12	第2	2	(2)	エ(ウ)	諸室配置計画・ 動線計画	休日夜間急病診療所の医科と歯科の入口を別に設けるのは法的な設置基準のためか。別に設ける場合、事務室及び調剤室の機能は歯科診察室(E-11)内に設けるのか。	入口を別に設けるのは、医師会と歯科医師会の要望によるもので、入口で患者を分けスムーズな診療を行うためです。歯科診察室内に、歯科用の事務室及び調剤室は特に設ける予定はありません。
18	設計・建設 要求水準書	12	第2	2	(2)	エ(エ)	諸室配置計画・ 動線計画	調理実習室、講堂、研修室、会議室などの諸室貸出について記載がございますが、当該諸室の鍵管理は事業者業務に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	設計・建設 要求水準書	12	第2	2	(2)	エ(エ)	諸室配置計画・ 動線計画	調理実習室、講堂については、「平日の昼間、平日の夜間、土日に年数回」とございますが、平日の昼間及び夜間における利用時間の範囲について御教示願います。また、土日に年数回とございますが、休日夜間急病診療所以外は日曜は稼働無・土曜も～17:15までと認識しており、貸出回数も数回＝10回に満たない程度と推察されることから、土日のスタッフ常駐を制限することができるかと考えてよろしいでしょうか。考え方に問題があれば御指摘願います。	前段については、講堂の利用時間については、平日(昼間)8:30～17:00、平日(夜間)19:00～21:00、土曜日13:00～17:00を想定しています。調理実習室の利用時間については、平日(昼間)は8:30～16:00を想定しています。後段については、安全性等、要求水準が確保されるならば可能と考えます。
20	設計・建設 要求水準書	12	第2	2	(2)	エ(エ)	諸室配置計画・ 動線計画	研修室・会議室の利用時間について午後11時程度までとありますが、当該対応のために平日について毎日、事業者スタッフが当該時刻まで常駐する必要があるのでしょうか。	時間外電話等対応業務若しくは警備業務として対応してください。
21	設計・建設 要求水準書	12	第2	2	(2)	エ(エ)	諸室配置計画・ 動線計画	研修室・会議室の貸出頻度について、月数回とありますが、より具体的な数値を御教示願います。(頻度のMAX値など)	現時点で提供可能な情報としてとりまとめた、別紙3 諸室整理票の各室の主な開催事業をご覧ください。
22	設計・建設 要求水準書	14	第2	2	(2)	ケ(ウ)	設備仕様	休日夜間急病診療所は災害発生時から14日間稼働可能とするとありますが、保健所・保健センターはあくまで医療スタッフの防災活動拠点と考え、被災者等の受け入れは無いものと考えてよろしいでしょうか。	フリーオープンスペース(D-1)及び講堂(F-7)の利用も含め、休日夜間急病診療所を中心として応急救護所を開設し、被災者等の受け入れを想定しています。また、場合により芝生広場及び駐車場の活用も想定しています。
23	設計・建設 要求水準書	14	第2	2	(2)	ケ(エ)	設備仕様	通信設備の動作環境確保のため、二重床の対応を行うこととありますが、二重床の対応は事務所のみと考えてよろしいでしょうか。	別紙4 設備一覧表に示す床仕上(フリーアクセス)を参照してください。また、共用部分としての通信室における対応も求めています。
24	設計・建設 要求水準書	14	第2	2	(2)	コ(イ)	非常用発電設備	施設内の重要負荷への送電とありますが、保健所・保健センターにおいては、災害時の防災活動拠点室及び支援室となるのはF-1～F-17の諸室と考えてよろしいでしょうか。	防災活動拠点室及び支援室として、事務室(F-1)、災害時に対策本部として使用する会議室(F-5)を想定しています。このため、照明及び非常用コンセントが必要となります。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
25	設計・建設 要求水準書	17	第2	2	(2)	コ(チ)b	情報通信設備 (休日夜間急病 診療所医療事 務システム)	光ファイバーの敷設は、医療事務システムを対象としたものか。対象とすべき部屋も提案するものか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、別紙4 設備一覧表のLANのdとして記載のとおりです。
26	設計・建設 要求水準書	17	第2	2	(2)	コ(テ)a	防災無線設備	防災無線用アンテナの架台設置を事業者にて行うことになっていますが、想定されるアンテナ仕様及び数量をご指示ください。	以下のとおりとします。 アンテナ基部仕様： 日本アンテナ(株) 型名SL-907P 数量： 2本
27	設計・建設 要求水準書	18	第2	2	(2)	コ(ト)b	中央監視制御 設備	将来の監視制御内容の追加及び変更の判断及び費用負担は誰になるのか。	市の判断・指示による監視制御内容の追加及び変更を行う場合については、市の費用負担になります。
28	設計・建設 要求水準書	20	第2	2	(2)	シ(オ)	排水処理設備	中和処理装置用原水槽を設置とありますが、中和処理装置本体は市側にて設置と考えてよろしいでしょうか。事業者にて用意する場合は仕様をご教示願います。	中和処理装置本体は選定事業者にて整備することとし、詳細は、今回追加公表する別紙25のとおりです。また、中和処理設備の維持管理も事業者の業務範囲(建築設備保守管理業務)です。また、維持管理業務に必要となる硫酸、苛性ソーダも事業者の負担となります。
29	設計・建設 要求水準書	20	第2	2	(2)	ス(ア)	レストランの コンセプト	レストラン整備要綱に「施設利用者以外も利用しやすい雰囲気や仕組みをつくる」とございますが、敷地内外に看板等を設置するほか、敷地外での販促を行ってもよろしいでしょうか。	レストランのコンセプトを踏まえた看板及び販促であれば認められます。なお、屋外広告物法等関係法令を遵守してください。
30	設計・建設 要求水準書	22	第2	2	(2)	セ(ア)b	駐車場及び駐 輪場	施設が分棟配置となる場合、利用者の利便性を考慮すると駐輪場の分散配置が必要になると考えますが、60台を保健センターと地域療育センター(仮称)に何台ずつ割り振ればよろしいでしょうか。	保健所・保健センター50台、地域療育センター(仮称)10台程度を想定しています。ただし、用地の余裕の有無により多少の増減は可能とします。
31	設計・建設 要求水準書	22	第2	2	(2)	セ(イ)	ごみ集積場	ごみ収集は頻繁に行われ、ごみ集積場には冷蔵設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	設計・建設 要求水準書	22	第2	2	(2)	セ(エ)b	その他	国旗掲揚のための施設の設置を事業者にて行うことになっていますが、想定される仕様及び数量をご指示ください。	以下のとおりとします。 高さ: 8m程度 数量: 3本 ハンドル型
33	設計・建設 要求水準書	23	第2	4	(3)	ア	設計業務につ いての留意事 項	地中埋設物の調査を行い、関係法令に基づいて処理を行う旨が記述されていますが、これらの調査、処理に関する費用負担は全て事業者負担となるのでしょうか。	事業契約書(案)第21条をご参照ください。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
34	設計・建設 要求水準書	26	第3	4	(1)	イ	基本的な考え方	「三師会施設の建設工事に配慮した配置計画をする必要がある」という旨の記述と理解してよろしいでしょうか。 工事予定時期は、本施設建設中と考えてよろしいでしょうか。 また本施設竣工後の施工ということならば、その期間中の駐車場減少はやむを得ないということでしょうか。	三師会施設の工事用道路の確保への協力という趣旨であり、建設工事に配慮した配置計画まで求めるものではありません。 なお、三師会施設の開設は平成22年4月と予定されており、本事業の施設と並行して施工されます。
35	維持管理・ 運営 要求水準書	6	第2	1	(2)	エ	維持管理業務 実施報告書の 作成と提出	各種報告書の提出は、市に提出するとありますが、「市」とは、現地に常駐される市担当に提出すれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	維持管理・ 運営 要求水準書	11	第2	6	(4)	ア(キ)	清掃業務	清掃時間帯について記載がございますが、清掃時間の制限については、諸室を対象とした制限であり、共用部を含む区画での制限ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、各部門の業務時間等に配慮し適切な時間を実施してください。
37	維持管理・ 運営 要求水準書	11	第2	6	(4)	ア(キ)	清掃業務	「毎日実施する施設内の日常清掃については、本施設で提供する機能を阻害しないよう各部門の業務時間帯等に配慮し適切な時間を実施すること」となっておりますが、具体的な時間帯と時間帯以外(例えば清掃方法)の要求があればお示しください。	時間帯については、P3表：開館日時等(予定)を参照してください。なお、清掃方法は事業者の提案事項です。
38	維持管理・ 運営 要求水準書	14	第2	8	(3)	ウ	機械警備	警報機器の警戒開始及び解除操作に必要な鍵等を市に預託することとありますが、預託した鍵等の市の管理方法、管理される諸室について御教示願います。	管理する部屋は事務室(F-1②)を想定していますが、管理方法については市と選定事業者間で協議し決定します。
39	維持管理・ 運営 要求水準書	14	第2	8	(3)	ウ	機械警備	「休日夜間急病診療所については、夜間、休日においても有人であるため、機械警備の設置は不要」とありますが、平日の日勤帯についても不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	維持管理・ 運営 要求水準書	16	第2	9	(4)	-	大規模修繕	提案時に選定事業者が提出する提案書(当初の大規模修繕計画)とございますが、大規模修繕は事業範囲外であり提案書には記載しないものと理解しておりますが、御考えを御教示願います。	大規模修繕は事業範囲外ですが、大規模修繕を含め、施設のライフサイクルコスト等を評価するため、様式5-18c 大規模修繕計画表を提出してください。現時点で想定される大規模修繕の内容等について、可能な範囲で具体的な提案をしてください。
41	維持管理・ 運営 要求水準書	16	第2	9	(4)	-	大規模修繕	当初提案計画に劣化状況を加味した大規模修繕計画の提出を求められておりますが、当該計画書の提出タイミングは、大規模修繕が必要と思われる前年度末の年度計画提出時でよろしいでしょうか。	大規模修繕の予算措置を要するため、事前に提出していただく必要があります。現時点では、大規模修繕実施の前年度の第2四半期までに市と協議することが想定されます。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
42	維持管理・運営 要求水準書	23	第3	4	(3)	ア(ア)a	郵便物発送及び整理業務	リストアップ方法等の詳細については市の指示に従うとあるが、この内容では偽装請負とならないか？	「リストアップ方法等の詳細については、市の指示に従うこと。」を「リストアップ方法等の詳細については、別途市から提示されるものとし、当該詳細条件設定の趣旨を理解し、独自の創意工夫に基づき、当該提示された詳細条件を必要かつ十分に充足すること。」と変更します。
43	維持管理・運営 要求水準書	24	第3	4	(3)	ア(ア)e	郵便物発送及び整理業務	紙折のサイズ・方法等は市の指示に従うとあるが、この内容では偽装請負とならないか？	「また、紙折りのサイズ・方法等は市の指示に従うこと。」を「紙折りのサイズ・方法等の詳細については、別途市から提示されるものとし、当該詳細条件設定の趣旨を理解し、独自の創意工夫に基づき、当該提示された詳細条件を必要かつ十分に充足すること。」と変更します。
44	維持管理・運営 要求水準書	24	第3	4	(3)	ア(ア)g	郵便物発送及び整理業務	郵便物の発送は郵便局ではなく、宅配便やメール便を利用してもよろしいでしょうか。	P24(3)-ア-(ア)-gのとおり郵便局を予定しています。
45	維持管理・運営 要求水準書	25	第3	4	(3)	イ(ウ)	本施設内の郵便配送業務	通常郵便以外の配達された郵便物に新聞は含まれるのか？	新聞は含まれません。
46	維持管理・運営 要求水準書	28	第3	6	(3)	ア(ア)	情報提供業務	地域療育センター(仮称)のホームページにおいて、サーバー等の保守管理とあるが、具体的にどのような業務になるのか？	サーバーがダウンした時の対応、アクセス不能時の対応、ウイルス対策等、運用にかかる全ての業務です。
47	維持管理・運営 要求水準書	28	第3	6	(3)	ア(ア)	情報提供業務	地域療育センター(仮称)ホームページのデータ更新について、市の指示に従うとあるが偽装請負とならないか？	「ただし、緊急度の高い内容については、市の指示に従い、随時、更新を行うこと。」を「ただし、緊急度の高い内容については、その都度市から詳細条件について提示されるものとし、当該詳細条件設定の趣旨を理解し、独自の創意工夫に基づき、当該提示された詳細条件を必要かつ十分に充足すること。」と変更します。
48	維持管理・運営 要求水準書	31	第3	7	(3)	表	医療事務業務の業務内容及び官民分担	医事統計作成業務において改善提案とあるが、どのような改善か？	経営改善や患者サービスの向上のための提案が考えられます。
49	維持管理・運営 要求水準書	31	第3	7	(4)	ア(ウ)	医事受付業務	電話・予約対応の頻度はどれくらいか？	予約対応は初診が主な内容であり、医療部門の1日当たり想定利用者数120人程度のうち約1割が初診と想定されます。なお、その他の電話については現時点で頻度を推定することは困難ですが、通常の類似規模・種類の診療施設並みと考えます。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
50	維持管理・運営 要求水準書	32	第3	7	(4)	ウ(エ)	収納業務	つり銭の準備は事業者の持ち出しとなるのか？それとも市で用意するのか？	つり銭は選定事業者により準備してください。
51	維持管理・運営 要求水準書	32	第3	7	(4)	ウ(オ)	収納業務	収納金の運搬は何処まで行うのか？ →市の指定金融機関までの距離は？	指定金融機関(三菱東京UFJ銀行豊橋南出張所)までの直線距離は約1km、また、収納代理金融機関である豊橋農業協同組合の支店が敷地境界から100m以内にあります。
52	維持管理・運営 要求水準書	32	第3	7	(4)	エ(ク)	診療報酬請求業務	精度調査をレセプト作成した段階で毎月1回とあるが、精度調査の要求レベルの程度は？	要求レベルの程度は、レセプト記載病名や診療内容等を点検し、支払超過、請求漏れがないことなどを確認する精度調査を求めるものです。
53	維持管理・運営 要求水準書	33	第3	7	(4)	コ(ア)	医療事務業務担当者	診療報酬請求事務能力認定試験の有資格者を選任とあるが、業務に携わる全社員が有資格者である必要があるか？	適正な業務執行が確保されるのであれば、全員が有資格者である必要はありません。入札説明書等での要求事項及び事業者提案の内容を満足する適法な人員配置をご提案ください。
54	維持管理・運営 要求水準書	34	第3	8	(3)	オ(カ)	レストラン等運営業務	「炊き出しへの協力」は無償か、有償か。	選定事業者が要した費用については、協議のうえ支払います。
55	要求水準書 別紙	13	別紙3	B	3-1	フィットネスルーム	施設の仕様	壁2面+1面が鏡張り、1面は外窓の場合、白色のマグネットの使える壁1面はどこに設けるのでしょうか。	前面及び側面(L字型)の2面が鏡張り、1面が外窓、1面にマグネットという仕様です。加えて、運動指導時等に後方からでも講師等の動きを確認しやすくするため、前面の上部は斜めに鏡を設置してください。
56	要求水準書 別紙	14	別紙3	B	3-2	更衣室	施設の仕様	「掃除がしやすいためにフローリングにする」ことより、拭き掃除を想定しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書 別紙	15	別紙3	B	5	成人保健準備室	定員・規模	各事業での使用物品を使いやすいように複数で小規模に分散させてもいいのでしょうか。	分散は不可です。
58	要求水準書 別紙	25 ～ 34	別紙3	C	11～30	試験検査棟の諸室	施設の仕様	各所の局所排気はそれぞれ単独で排気させなければなりませんでしょうか。	ドラフトチャンバー、バイオハザード対策用キャビネット、コック、各機器分析室内の機器の上部に設置する排気装置は単独としてください。
59	要求水準書 別紙	34	別紙3	C	29	廃液保管庫	施設の仕様	廃液用地流しを設置とありますが、廃液タンクは市側にて設置と考えてよろしいでしょうか。事業者にて負担の場合はタンクの仕様をご教示願います。	廃液タンクは市が設置します。
60	要求水準書 別紙	35	別紙3	D	1	フリーオープンスペース	主な開催事業	記載されている事業は、既に豊橋市内某所及び既設保健所にて開催されている事業でしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
61	要求水準書別紙	49	別紙3	E	23	給湯室	施設の仕様	ガス対応のコンロは安全面を考慮し、電磁コンロとしてよいか。	電磁コンロでも構いません。
62	要求水準書別紙	53	別紙3	F	1	事務室	施設の仕様	「それぞれ2つの課で構成される」ため合計4つの課ということか。	現在の想定ではご理解のとおりです。
63	要求水準書別紙	59	別紙3	F	8	レストラン	施設の仕様	三師会職員及び学生への飲食物の提供の旨が記述されていますが、各三師会施設内には本事業におけるレストランと競合しうる施設等はないものと考えてよろしいでしょうか。 また「職員等への低廉な価格帯での昼食や弁当等の提供」とありますが、職員等には学生も含まれるのでしょうか。また職員であると識別はどのような方法で識別可能となりうるのでしょうか。 低廉な価格での提供とありますが、一般市民等へ提供する際の価格差は、豊橋市及び医師会等から差額を補填する補助金等が見込まれるのでしょうか。	各三師会施設では、飲食を提供する施設の設置は予定されていません。また、職員等には学生も含まれます。 市及び医師会等からの補助金等は考えていません。 なお、職員等への割引(一般利用者への提供価格と比べての割引)を意図しているものではありません。
64	要求水準書別紙	64 71 77 81 84	別紙3	G H I J K	1 10 7 3 2	地域療育センター(仮称)各事務室		地域療育センターに事務室関係が5室(G-1、H-10、I-7、J-3、K-2)要求されていますが、合理化する見地から2か所程度にまとめて設置してよろしいでしょうか。	別紙3 諸室整理票に示す諸室の条件に従って提案してください。
65	要求水準書別紙	11	別紙5	F	4	研修室	品名	電子黒板とありますが、仕様についてご教示願います。	オカムラ 4W72EA 同等品以上です。
66	要求水準書別紙	12	別紙5	F	7	講堂	品名	音響映像機器とありますが、講演会ができる程度(マイク・アンプ及びスピーカー)と考えてよろしいでしょうか。また、電動スクリーン及び映像機器について仕様があればご教示願います。	機器については、ハンド型・タイピン型のワイヤレスマイク、アンプ、スピーカー、DLP方式プロジェクターを想定しています。また、電動スクリーンについては施設規模に見合った提案をしてください。
67	基本協定書(案)	3	10条	-	-	-	解除	事業契約が不成立になった場合の措置として違約金規定が設けられており、第6条第3項各号の適用があった場合となっておりますが、第7号は「その他、事由の如何を問わず、甲の指名停止措置を受けた場合」となっていることから、第6条第3項第1号～第6号ではないでしょうか。	「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」によれば、第6条第3項第(1)号ないし第(6)号該当事由以外にも指名停止事由があります。例えば、入札手続における虚偽記載や不正又は不誠実な行為などが挙げられます。そして、これらの行為が本事業の入札手続において行われたことを理由として、他の案件での入札指名停止があり得ますので、そのような場合に対応するために、第10条で第6条第3項第(7)号を解除事由とすることが必要となります。以上により案のとおりとします。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
68	事業契約書 (案)	5	2条	2項	-	-	目的及び解釈	各種契約書・書類等の解釈優先順位について記載がございますが、事業者からの質問に対する回答の位置付けについて、御教示願います。今後の回答により積算・リスク分担等の条件を左右するものもあると想定されることから、事業契約書締結時における解釈協議と同様の効力を持つものと思われ、事業契約書と同様の位置付けと考えてよろしいでしょうか。	本項に言及があるとおり、本契約、入札書類及び事業者提案の間に齟齬がある場合、本契約、入札書類、事業者提案の順にその解釈が優先します。一方、ここでいう入札書類とは、第1条1項(35)号のとおり、質問回答における回答は、「入札書類」に含まれますので、締結された事業契約と矛盾する場合には、事業契約の定めが優先することとなります。ただし、質問回答に優先することとなる事業契約は、事業契約に関する質問回答を経て、事業者質問を受けて必要な修正等が施されたうえで締結される事業契約をいい、入札公告時に公表された事業契約案ではありません。入札段階で、いずれも入札書類に含まれる事業契約案と質問回答の内容が矛盾する場合には、本項第1文の後半部分に考え方が示されているとおり、公表日付が後の質問回答が優先されることとなります。
69	事業契約書 (案)	5	2条	2項	-	-	目的及び解釈	入札説明書公表後の質問回答は、実施方針に対する質問回答を踏まえて行ったものが多数あると思われることから、実施方針質問回答は入札説明書公表後の質問回答と同様の効力を持つものと考えてよろしいでしょうか。	入札書類は、第1条1項(35)号のとおり、入札公告以前に行われた実施方針に対する質問回答は、「入札書類」に含まれないこととなります。従って、入札書類に含まれる入札公告後の入札説明書等に対する質問回答と同様の効力は有しません。
70	事業契約書 (案)	8	9条	-	-	-	市の監査への協力	「市の監査」とは、市によって実施されるモニタリングとは別に、事業者に対して市よりなされるものなのでしょうか。また、当該監査の内容及び頻度をご教示いただけますでしょうか。	「市の監査」とは、市によって実施されるモニタリングとは別に、地方自治法に基づき監査委員等が市に対して行うものです。また、当該監査の内容及び頻度については、地方自治法に規定されているとおりです。なお、今回の質問回答と同時に公表した飲料水兼用耐震性貯水槽の整備が補助対象となった場合は、愛知県の監査の対象となります。
71	事業契約書 (案)	9	14条	-	-	-	設計の変更	本条に記載される設計変更に伴う事業者の損害・損失・費用とは、設計変更に伴い影響を受ける維持管理・運営費も定義に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	事業契約書 (案)	13	22条	4項	-	-	本件工事に伴う近隣対策	近隣対策について、「入札書類において市が設定した条件又は市が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用については市がこれを負担する」とありますが、本事業の実施や、本施設の設置に関する反対はこれに含まれるでしょうか。	本事業の実施や本施設の設置に関する反対により事業者において生じた損害、損失又は費用については、市の負担となります。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
73	事業契約書 (案)	14	24条	2項	1号	-	契約保証金	履行保証保険の内容について、保険金額、保険期間を明示ください。	保険金額: 入札説明書P16に記載の金額となります。 保険期間: 設計・建設期間(事業契約締結日～引渡日)となります。
74	事業契約書 (案)	25	50条	3項	-	-	本施設の修繕・更新	市が大規模修繕を行う場合、サービス購入料の減額ができるとありますが、この減額は中止により施設供用業務を行わないことによる減額でしょうか？あるいは、事業期間において、大規模修繕を要するに至ったペナルティによる減額でしょうか。	本項において想定されているのは、大規模修繕実施に伴う施設供用業務の提供中止による減額です。なお、事業期間において、大規模修繕を要するに至れば直ちに、ペナルティの発動をもたらすものではありませんが、第57条の適用を否定するものでもありませんので、同条の適用がある場合には、ペナルティによる減額がなされることとなります。
75	事業契約書 (案)	28	57条	-	-	-	サービス購入料の減額	サービス購入料の増額の規定はありませんか？	サービス購入料の増額の場合の具体例としては、まず、第56条に基づくサービス購入料の改定により増額される場合を挙げることができます。また、市の責めに帰すべき事由により事業者が費用負担等が生じた場合に、サービス購入料の増額がなされること(第14条3項(1)号、第35条2項(1)号、第37条1項(1)号)を挙げることができます。
76	事業契約書 (案)	28	58条	3項	-	-	契約期間	「レストラン等運營業務に付随して事業者自ら設置させた設備・機器、備品等を、市が買い取ることを希望した場合には、事業者は合理的な価格で市に売却するものとする」とございますが、合理的な価格の定義をご教示願います。	ここでいうところの「合理的な価格」とは、買取の対象となる設備・機器、備品等の種類、取得時期、取得価格、標準耐久期間、使用頻度、使用態様、代替可能性、市場売却価格、買取理由その他の諸般の事情に照らして、社会通念に基づき市が相当と認める価格をいうと定義します。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
77	事業契約書 (案)	30	64条	1項	1号	-	引渡日前の解除の効力	市は、「検査に合格した本施設の全部又は一部のうち事業者が所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方」とありますが、「事業者から買い受け、引渡しを受けること」と「施設整備に要した費用の対価を支払うこと」の違いが分かりません。どのように異なるのかご教示下さい。	第40条1項に定められたとおり、本施設の所有権は引渡により市に帰属することとなり、同条第2項に定められたとおり、本施設の所有権は原始的に事業者に帰属することとなります。ただし、同条第2項の適用があるのは、本施設が建物として所有権の対象となったときであり、建物と認められない、いわゆる「建前」の状態のときには、同項の適用がありません。いわゆる「建前」の状態のときは、建築材料が土地に付合しているにすぎない状態ですので、これらの土地付合物は土地所有者の所有権に帰属することとなります(民法242条本文)。従って、このような「建前」の状態では、この所有権は市に帰属していることとなりますので、「事業者」に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けることでは網羅できないことから、このような「建前」の状態で事業者が所有権が帰属していない場合を想定して、「施設整備に要した費用の対価を支払うこと」という場合が規定されています。
78	事業契約書 (案)	31	64条	1項	1号	-	引渡日前の解除の効力	事業者の責めによる出来高買取の支払方法ですが、分割払いの場合の金利条件はどのようにお考えでしょうか。	当該条文に規定される解除が発生した際に、提案時の借入条件を考慮の一要素として、市と選定事業者の協議により決定することとなります。
79	事業契約書 (案)	32	65条	2項	-	-	引渡日後の解除の効力	本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは事業者に対してその修補を求めることができるとありますが、当該損傷の定義には、機能維持を前提とした経年劣化は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	事業契約書 (案)	32	65条	4項	1号	-	引渡日後の解除の効力	当該条文(1)に記載される内容の趣旨について、事業者の帰責による施設の損傷に対し、施設整備費未払い分と損害額との相殺が行える旨の記載がございますが、本文は当該損傷の定義が施設整備の瑕疵であると考えてよろしいでしょうか。	施設供用業務が開始されており、施設供用業務に係る債務不履行に起因する本施設の損傷も想定されますので、ここでいう選定事業者の帰責による施設の損傷につきましては、施設整備業務に係る債務不履行に起因する損傷に限られるものではありません。
81	事業契約書 (案)	32	65条	4項	1号	-	引渡日後の解除の効力	「修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され」とありますが、当該判断は実際に修繕を行うものでなく、想定される段階で判断するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
82	事業契約書 (案)別紙	45	別紙8	(2)	-	-	本施設の引渡 日以降	「一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき施設供用に係る対価総額(サービス購入料のうち別紙11(サービス購入料の金額と支払いスケジュール)にいうサービス購入料B-2を除く)」とは、別紙11で定義されるサービス購入料B-1とサービス購入料Cの合計額との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	事業契約書 (案)別紙	45	別紙8	(2)	-	-	本施設の引渡 日以降	保険金が支払われた場合とありますが、当該保険とは、入札説明書別紙2記載の市が加入する保険、及び事業者が提案する保険を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	事業契約書 (案)別紙	49	別紙11	2	(1)	ア	サービス購入 料A	サービス購入料Aの支払方法ですが、その他のサービス購入料とは別に請求を行い、又支払いを受けられるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	事業契約書 (案)別紙	49	別紙11	2	(1)	イ	サービス購入 料A	サービス購入料の支払が3か月毎ですが、1か月毎での支払の考えはありませんか？	支払いは四半期毎とします。
86	事業契約書 (案)別紙	50	別紙11	2	(3)	ア	サービス購入 料B-2	サービス購入料B-2について、「事業者により提案された各四半期の提案額を支払う」とございますが、これは様式5-18bでお示しする修繕計画表に基づいて、各回のサービス購入料B-2を提案するとの考えと理解しております。 この時、施設供用段階で、提案していた修繕が、当初計画とは異なるタイミング(前後にずれる場合)で実行することになった場合の、サービス購入料B-2の支払いについてご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、市は事業者の提案に基づく修繕業務の実施内容に応じた費用を支払うものであり、提案した修繕は提案した期間に行うことが基本です。 修繕業務を提案した期間より変更したい場合は、前年度の第2四半期までに市と協議することとします。 提案した期間より先送りする修繕業務の内容・金額によっては、協議の上、支払時期を変更することもあり得ます。 提案した期間より前倒しする場合は、支払期間の変更はありません。
87	事業契約書 (案)別紙	54	別紙11	4	(2)	エ	サービス購入 料の改定	市は事業者に対してサービス購入料の見直しを求める事ができるとあるが、事業者から市に対して見直しを求める事はできないか？	事業者は、その権利として事業契約上の定めに基づくサービス購入料の見直しを求めることはできませんが、市に対して見直しを促すことは禁止されていません。
88	事業契約書 (案)別紙	57	別紙12	4	-	-	サービス購入 料の減額等の 措置	増額の規定はありませんか？	質問回答No.75をご参照ください。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
89	事業契約書(案)別紙	62	別紙13	-	-	-	法令変更による費用の負担割合	この度、建築基準法が改正されましたが、例えば、この改正により事業者が生じた場合は、①の「本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の新設・変更の場合」が適用されるのでしょうか。③の「①ないし②以外の法令の新設・変更の場合」が適用されるのでしょうか。	今回の建築基準法の改正は、事業契約の締結前の法令変更ですので、事業契約における法令変更の規定の適用はありませんが、事業契約の締結後に行われる建築基準法の改正が、本事業の設計・建設という行為類型に適用がされるものであれば、かかる法令の変更は、①に該当することとなります。
90	事業契約書(案)別紙	62	別紙13	-	-	-	法令変更による費用の負担割合	本事業には医療に大きく関係しており、今後の医療制度の変更が予想されます。これらにより事業者が費用が増加した場合は、①の「本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の新設・変更の場合」が適用されるのでしょうか。③の「①ないし②以外の法令の新設・変更の場合」が適用されるのでしょうか。	本事業は、医療制度そのものを目的とする事業ではありませんので、原則として、③に該当することが多いと想定されています。ただ、医療制度の改正も、多岐に渡りますので、一概にいえるものではなく、例えば、受診時間の制度改革などにより、総合受付対応時間や時間外電話対応の時間が変更を要する場合など、運営業務に含まれる「総合受付案内等業務」や「時間外電話対応業務」の行為類型そのものに影響を及ぼす事項に適用がされるものであれば、かかる法令の変更は、①に該当することとなります。
91	様式集	12	2-8	-	-	-	入札参加資格要件確認書(維持管理業務)	担当業務を実施するために必要となる資格を有する者の所属人数の一覧表を提出することとありますが、当該資料をもって【入札説明書P8第3-(3)-ウ-(イ)】の業務を実施するために必要な資格を有する証明資料とされるのでしょうか。	ご理解のとおりです。落札者決定基準についても、あわせてご参照ください。
92	様式集	14	2-10	-	-	-	入札参加資格審査の附属資料提出確認書	本様式につきまして、「平成19年度に市が発注する委託業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有さない者のみ提出すること」とございますが、入札参加資格者名簿の登録を行っている企業で、その他の役割担う企業は、本様式のほか様式2-5～2-9につきまして、添付資料を含め資料提出の必要がないとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、様式2-2 応募者の構成表においてその他の担当業務の内容を記入してください。
93	様式集	14	2-10	-	-	-	入札参加資格審査の附属資料提出確認書	平成19年度に市が発注する委託業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有さない者のみ提出することとありますが、入札参加資格者名簿の登録を行っている企業は、指定の様式以外の添付資料は提出しなくて良いと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	様式集	41	6-1	-	-	-	事業計画に関する提案書(1)－全体計画－	維持管理や設計建設ではなく、事業計画におけるファシリティマネジメントとは、利用率の低い部屋を別の事業に使用し、賃賃料を取得するなどの方策を提案するものと考えてよろしいのでしょうか。	設計建設から施設供用期間中の維持管理までのファシリティマネジメントの考え方を審査します。なお、ご質問にあるような方策については、本事業で事業者に求めている業務の範囲を超えるものと考えます。

No.	種別	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問	回答
95	様式集	-	6-3	b	-	-	サービス購入料A提案書	<p>※1に「第2回から81回の各四半期の「合計」は全て同額となるようにしてください」とございます。</p> <p>一方、入札説明書3頁 7選定事業者の収入で、(1)設計業務及び建設業務に係る対価として、アには「元本の2分の1を10年間で元利均等返済する額+元本の2分の1に対する金利」、イには「元本の2分の1を10年間で元利均等返済する額」とあり、整合性がとれていない様に思われますが、如何でしょうか。計算の考え方についてご教示願えませんか。</p>	<p>ご指摘された注記1に誤記がありましたので、以下のとおり修正いたします。</p> <p>“第2回から第41回の各四半期の「合計」は全て同額となるようにしてください。また、同様に、第42回から第81回の各四半期の「合計」は全て同額となるようにしてください。”</p>
96	様式集	-	-	-	-	-	ファイリング指定について	<p>提案書のファイリングに際し、ファイリング仕様の指定は特にないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>